

諮問番号：令和元年度諮問第44号
答申番号：令和2年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成30年4月23日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年5月25日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分により生存そのものを脅かされ、生活、生命の維持を困難にされている。また、就業、生業の継続を不可能にされている。よって、憲法第25条、憲法第13条、法第1条、法第3条及び法第4条に違反している。

本件処分における収入認定に関しては、就業のために必要な経費を自身で支弁することができず、また、訴訟の経費も支弁することもできないため、やむを得ず友人から都合してもらったものであり、そもそも就業、自立に必要な経費として認められるべきものである。義務付けられたとおりに就労し、今後も継続的に就労し収入を向上させ、また、未払いになっている給料を取り戻そうとしているところ、減額の処分がなされたことにより、生命の維持すら困難にさせている。よって、憲法第27条、法第4条、法第17条及び法第56条に違反している。

未申告であったものはすべて申告し、訴訟をかかえ、就労していることを申告しているにも関わらず、審査請求人の事情は鑑みず、弁明の機会も与えられずに減額の処分がなされた。よって、法第9条、法第62条第4項及び法第78条に違反している。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 借入金の収入認定について

審査請求人は、就業や訴訟に必要な経費を自身で支弁できないため、やむを得ず友人から資金を借り受けたものであり、就業・自立のために必要な経費として認められるべきものであると主張している。

確かに、保護の実施機関が、被保護世帯の自立更生のためにあてられるものと認め、その趣旨に即して使用されている場合は、借入金を収入として認定しないことはあり得るが、本件においては、審査請求人から就業に関する申告はされておらず、借入金の使用状況などからみて、収入認定除外できるものには該当せず、借入金は「その他の臨時的収入」として取り扱うこととした処分庁の判断には、一定の合理性が認められる。

(2) 本件処分1について

本件処分1は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2（8）のとおり、収入充当額の認定を変更すべき事由（収入申告）が、事後（保護費の支給後）に明らかになったことから、平成30年1月分及び3月分の扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額について、それぞれ9回に分割して収入充当額として計上することとした上で、同年5月分保護費に減額調整分として21,271円を収入充当額に認定した額を扶助費支給額として決定したものであり、算定に誤りは認められない。

(3) 本件処分2について

本件処分2は、審査請求人から平成30年5月分の就労収入見込額の申告があったことから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（4）のとおり、就労収入見込額から基礎控除額を除いた16,200円を新たに同年6月分保護費に収入認定することとし、減額調整分として21,232円を収入充当額に認定した額を扶助費支給額として決定したものであり、算定に誤りは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件処分は、審査請求人が法に規定する保護の変更が行われるべき場合に該当し適法に行われたものであることから、審査請求人の主張は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁職員の知識不足、説明不足等処分庁の対応に

縷々不満を述べているが、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

- (5) 上記以外の違法性又は不当性の検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年2月20日	諮問書の受領
令和2年2月21日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月6日 口頭意見陳述申立期限：3月6日
令和2年3月23日	第1回審議
令和2年5月14日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第29条の2は、「この章の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」と定めている。

また、法第62条第1項及び第2項は、指示等に従う義務について定め、第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定め、第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。（後略）」と定めている。

- (4) 次官通知の第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による取

入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

(5) 次官通知の第8の3(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」と記し、収入として認定しないものとして次のとおり掲げている。

ア・イ (略)

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ～チ (略)

(6) 次官通知の第8の3(4)は、勤労（被用）収入、農業収入又は農業以外の事業（自営）収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること記している。別表では、収入金額別区分31,000～34,999円の1人目の基礎控除額を、16,800円と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

(7) 局長通知の第8の1(5)は、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」と記している。

(8) 局長通知の第8の2は、「収入として認定しないものの取扱い」を記し、(3)において、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」として次のものを掲げている。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ～オ (略)

(9) 局長通知の第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成24年11月30日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2) 平成30年3月27日のケース診断会議記録票には、「借金をしないよう指導していたが、平成30年3月27日に〇〇〇〇〇〇氏から10万円を振り込んで貰ったと収入申告あり。（中略）3月分その他収入として、3月2日12円の現金プレゼント、3月26日80円のキャッシュバックがあったことも申告。（中略）〇〇〇〇年金月額48,708円と、氏からの入金額100,000円から次第8-3-(2)-エー(イ)により8,000円を控除した額を合算すると140,805円となり、最低生活費である122,740円を超えるが、保護の停廃止について検討する。」と記載されており、この点に関する会議の要点及び結論として、「借金額を既に消費しているとの申立てがあり、生活保護を停止すれば4月の生活に困窮すると推測されることから、保護停止はしない。3月保護費に収入認定を行い、平成30年5月から平成31年1月まで減額調整を行う。再度、借入を行った場合は、今後借金をしないよう生活保護法第27条に基づき文書指導を行う。」と記載されている。
- (3) 平成30年4月23日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇〇〇年金月額48,708円、同年1月分収入の減額調整分11,035円並びに前記(2)の〇〇〇〇〇〇氏からの振込金100,000円（以下「借入金」という。）、現金プレゼント12円及びキャッシュバック80円の減額調整分10,236円の合計69,979円を収入充当額とし、同年5月分の保護費の支給額を決定する保護変更決定（本件処分1）を行った。
- (4) 平成30年5月15日のケース記録票には、審査請求人が処分庁を訪問し、自営で仕事を始めたこと、また、システム開発し33,000円で売れたことを説明したと記載されている。また、同日に審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、働いて得た収入の5月分の見込み額が33,000円と記載されている。
- (5) 平成30年5月25日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇〇〇年金月額48,708円、前記(4)の就労収入見込額から基礎控除額16,800円を控除した16,200円、同年1月分収入の減額調整分11,000円及び前記(2)による同年3月分収入の減額調整分10,232円の計86,140円を収入充当額とし、同年6月分の保護費の支給額を決定す

る保護変更決定（本件処分2）を行った。

(6) 平成30年6月2日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 借入金の収入認定について

審査請求人は、借入金は就業及び訴訟の経費を自身で支弁できないため、やむを得ず友人から借り受けたものであり、就労及び自立のために必要な経費として認められるべきであると主張する。

前記1(5)及び(8)に照らすと、借入金について、保護の実施機関が、被保護世帯の自立更生のためにあてられるものと認め、その趣旨に即して使用されている場合は、これを収入として認定しないこともある。しかしながら、本件の場合、審査請求人が借入れに際して処分庁に相談等を行った形跡は事件記録からは確認できず、借入金の使用状況などからみて収入として認定しないものには該当しないことから、借入金を前記1(4)の「その他の臨時的収入」として取り扱うこととした処分庁の判断が不合理であるとは考えられない。

(2) 審査請求人の最低生活の維持について

審査請求人は、本件処分により生存そのものを脅かされ、生活、生命の維持を困難にさせていると主張する。

しかしながら、処分庁は、本件処分1に際して、審査請求人が借入金を既に費消したとの申立てを受けて、生活に困窮すると推測されることから保護停止はせず、借入金100,000円、現金プレゼント12円及びキャッシュバック80円の合計100,092円から前記1(4)のとおり8,000円を控除した92,092円を3月保護費に収入認定を行い、前記1(7)の取扱いを参照の上、平成30年5月から平成31年1月までの9か月に分けて毎月10,232円(5月のみ10,236円)を減額調整している。

また、処分庁は、本件処分2に係る5月分の収入見込額33,000円について、前記1(6)のとおり当該収入から基礎控除額16,800円を控除した16,200円を平成30年6月に収入見込額として認定している。

これらの取扱いは、前記1の法令等の規定に従って行われたものであり、かつ、処分庁は、審査請求人がその最低生活を維持できるように配慮しているものと認められる。したがって、審査請求人の主張は認められない。

(3) 弁明の機会について

審査請求人は、弁明の機会も与えられずに本件処分が行われたと主張する。

しかしながら、前記1(3)のとおり、本件処分には、行政手続法第13条の聴聞及び弁明の機会の付与の規定は適用されない。また、本件処分は、指示義務違反に伴い保護を変更するものではなく、法第64条第4項の保護

の変更、停止又は廃止の処分をする場合には該当しないことから、同項の弁明の機会の付与の規定も適用されない。したがって、本件処分に当たり、処分庁が、審査請求人に弁明の機会を付与しなかったことは、違法又は不当ではない。

(4) その他

前記(1)から(3)のほか、本件処分1及び本件処分2とも、審査請求人からの収入申告に基づき、前記1の法令等の規定に従い決定されたものであり、算定に誤りはなく、違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子